

筑紫野市保育所利用調整等基準表

「1. 基本指数表」により、保護者の状況に応じて基本指数を設定する。ただし、在園児については指数に関わらず優先的に調整。

「2. 調整指数表」により、該当する内容に応じて加点・減点。基本指数及び調整指数を合算した入所判定指数が高い世帯から利用可能。

同一指数で並んだ場合は「3. 優先基準」に規定する順位により、優先順位を決定。

1. 基本指数表

保護者の状況				確認書類			
事由		事由の内容		指数(父)	指数(母)		
1 就 労	就労者 (採用予定でも 就労証明書等 があればよい)	1ヶ月の勤務が160時間以上		50	50	就労証明書	
		1ヶ月の勤務が140時間以上160時間未満		40	40		
		1ヶ月の勤務が120時間以上140時間未満		30	30		
		1ヶ月の勤務が100時間以上120時間未満		20	20		
		1ヶ月の勤務が64時間以上100時間未満		15	15		
	内職	1ヶ月の勤務が120時間以上	20	20	就労証明書		
	1ヶ月の勤務が64時間以上120時間未満	12	12				
2 妊娠、出産		産前産後期間中のみ入所希望		—	40	母子手帳の写し	
3 疾 病 等	疾病	入院	ア	入院(1ヶ月以上)	40	40	・申立書 ・診断書
			イ	常時	40	40	
		居宅内	ウ	精神性・感染症等で医師から保育不可の診断あり	40	40	
			エ	週1日以上の通院を常態	30	30	
			オ	上記以外で、疾病により明らかに保育に欠ける場合	25	25	
	障がい	ア	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級	50	50	・申立書 ・各手帳の写し	
		イ	身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級	40	40		
ウ		上記以外の等級	30	30			
高齢者		保護者が65歳以上で児童の保育が困難な場合		40	40	・申立書	
4 看 護 ・ 介 護	(1) 入院付添	ア	概ね1ヶ月以上、親族(2親等以内)を毎日付添する場合(介護施設除く)	40	40	・申立書 ・各手帳の写し、介護認定通知等	
		イ	概ね1ヶ月以上、親族(2親等以内)を週3回以上付添する場合(介護施設除く)	30	30		
	(2) 同居内介護(看護)	ア	親族(2親等以内)の長期居宅療養等で常時介護(看護)にあたる	40	40	・申立書 ・各手帳の写し、介護認定通知等	
		イ	親族(2親等以内)の長期居宅療養等で月20日以上	30	30		
	(3) 別居内介護(看護)	ア	親族(2親等以内)の長期居宅療養等で常時介護(看護)にあたる	40	40		
		イ	親族(2親等以内)の長期居宅療養等で月20日以上	30	30		
(4) その他	上記の他に、介護(看護)の状態から明らかに保育が必要と認められる場合		25	25	申立書および診断書等		
5 災害復旧		災害によって自身の家屋が被害を受け、その復旧のため保育にあたることができない場合		60	60	罹災証明書	
6 求職中		求職活動申立書が提出された場合		10	10	求職活動申立書	
7 在学(通信教育を含まない)		※就労者を準用		※	※	在学証明書、時間割表等	
8 職業訓練		※就労者を準用		※	※	在学証明書、時間割表等	
9 虐待・DV		児童虐待又は配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合		個々の事情に応じて、市長が別に定める		DV証明等	
10 その他		市長が基本指数表の各事由に準ずると認める特別な事情がある場合		個々の事情に応じて、市長が別に定める			

(備考)

- ・父母それぞれの基本指数を合算して、世帯の基本指数とする。
- ・父又は母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本指数が高い方の事由を採用する。
- ・父母がいない場合は、その他の保護者とする。
- ・虐待・DVに関する添付書類は、「児童相談所からの要請案件であることがわかる書類」、「要対協登録児童で、特に保育が必要と認められる児童とわかる書類」、「配偶者暴力相談支援センターの証明書類」、「裁判所の保護命令の書類」、「警察による保護の依頼書類」とする。

2. 調整指数表

調整指数	世帯の状況	ひとり親世帯（事件係属証明提出者含む）	+60
		在宅障がい児（者）のいる世帯（在宅障がい児（者）が保護者又は利用申込児童又は利用申込児童のきょうだいの場合）は5点加	+10
		生活保護世帯で、自立支援につながると判断される場合	+5
		父又は母が単身赴任の場合	+5
		同居の祖父母等（65歳未満）が保育可能の場合	-10
	就労等の状況	保育の利用開始前後2月以内に保護者が出産予定で、かつ、育児休業取得予定の場合 父又は母が複数の事由に該当する場合	-10
		※基本指数表の当該各事由型における指数のうち2番目に高いものの40%を加える。ただし、1番目に高い基本指数が、該当する事由の内容のうちで最も高い場合は、適用しない。	※
	きょうだい児	利用申込児童のきょうだいが既に市内認可保育施設等（保育部分）に在籍している場合	+50
		未入所の児童が2人以上同時に利用申込を行う場合	+10
		入所内定を辞退した場合（1回辞退毎に）	-5
		育児休業についての申立書を提出した場合	-50
	卒園児の場合	地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）の卒園児が、引き続き連携施設の利用を希望する場合	+60
		地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）又は認可外保育施設（企業主導型保育施設含む）の卒園児が、引き続き連携施設以外の利用を希望する場合	+10
	父又は母が保育士	父又は母が市内認可保育施設等で保育士として雇用されており1ヶ月の勤務が120時間以上の場合（雇用見込み含）	+60
父又は母が市内認可保育施設等で保育士として雇用されており1ヶ月の勤務が120時間未満の場合（雇用見込み含）		+30	

（備考）「単身赴任」は、該当する父又は母のいずれかが利用申込児童と異なる住所地（市外）に居住している場合に限る。

3. 優先順位（同一指数で並んだ場合）

優先順位	1	父又は母が認可保育施設等（市外含む）で保育士として雇用されている場合（雇用見込み含）を優先する。
	2	父又は母が認可保育施設等（市外含む）で保育士以外として雇用されている場合（雇用見込み含）を優先する。
	3	ひとり親世帯を優先する。
	4	利用申込児童のきょうだいが既に市内認可保育施設等（幼稚園部分含む）に在籍している場合を優先する。
	5	父又は母の基本指数のうち、いずれか低い指数を比較し、その指数が高い方を優先する。
	6	市内認可保育施設の利用申込を行っているものの、入所保留で待機している期間が長い方を優先する（入所希望日が属する年度内に限る）。
	7	認可外保育施設（企業主導型保育施設含む）又は幼稚園に入所している場合を優先する。
	8	育児休業を取得しており、復職に伴って入所申込みをしている場合を優先する。ただし、初回入所調整に限った優先とする。
	9	保育施設等の希望順位が高い方を優先する。
	10	入所調整時点で、筑紫野市に住民登録がない児童よりある児童を優先する。
	11	在宅障害がい児（者）のいる世帯を優先する。
	12	生活保護世帯を優先する。
	13	利用申込児童の人数が多い方を優先する。
	14	保育料算定時の市町村民税所得割額が低い世帯を優先する。
	15	その他、保護者の状況を比較してより上位と認められる方を優先する。

（備考）優先順位15の「保護者の状況」とは、就労等の状況、勤務先等と保育所との位置関係、家庭の状況等を勘案した状況とする。